

平成 25 年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針

平成 25 年 3 月 29 日
経 済 産 業 省
商務流通保安グループ
ガ ス 安 全 室

I. 保安対策指針の位置付け

1. 自主保安活動を含めた保安対策の着実な実施

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」(昭和 42 年法律第 149 号。以下「液石法」という。)は、液化石油ガス販売事業者(以下「LP ガス販売事業者」という。)及び保安機関に対して、一般消費者等の保安を確保するために種々の義務を課しており、液化石油ガス(以下「LP ガス」という。)の保安行政はこれらの保安規制を中心として行われている。液石法による保安規制については、LP ガスの技術の進展への対応、自主保安の向上を促す規制体系の構築、業務委託の進展等業態の変化に適応した規制体系の構築等を背景とした平成 8 年の液石法改正により、規制の合理化を図る中で行政の事前規制による直接的関与を必要最小限としつつ、立入検査等による事後規制で法令遵守を確保する体系となっており、より実効性が高く、自主保安活動の推進につながる規制とすることを基本としている。

このため、LP ガス販売事業者及び保安機関(以下「LP ガス販売事業者等」という。)は、液石法の下で、法令を遵守することはもとより、自主保安活動を着実に実施していくことが求められている。

2. 事故の発生状況と法令遵守の状況

(1) 事故の発生状況

- ・平成 24 年においては、LP ガス事故の発生件数は 254 件であり、平成 23 年の 226 件から 28 件増加し、3 年連続して前年を 10% 超上回り、近年 3 年(平成 21～23 年)の平均(205.0 件)を上回った。
- ・被害状況については、
 - －死亡者数は 1 人であり、平成 23 年の 1 人と同数であり、近年 3 年(平成 21～23 年)の平均(3.3 人)を下回った。
 - －負傷者数は 88 人であり、平成 23 年の 88 人と同数であり、近年 3 年(平成 21～23 年)の平均(106.3 人)に比して低い水準であったが、CO 中毒事故等が特に多発した平成 21 年を除いた平成 20、22、23 年の平均(83.3 人)を上回る水準となった。
- ・月別の推移をみると、年初は積雪や落雪による事故が昨年を上回って発生したため、昨年よりも更に件数が増加し、それ以降は例年と同様のトレンドを示したものの、

平成2年の262年以降最多の254件となった。

(詳細は「平成24年のLPガス事故の発生状況」を参照。)

(2) 法令遵守の状況

ア) 経済産業省本省

- ・経済産業省本省が平成24年度に計画している15社(15事業所)に対する立入検査については、12月までの間に11社(11事業所)に対して実施。これまでのところ大きな法令違反は見られていないが、次のような不備事項が確認され、担当官による口頭注意を行った。

- 1) 委託契約書の内容等の不備(9件:8件は「災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項」関連)
- 2) 帳簿に係る不備(5件:4件が誤記入、1件が未記入)
- 3) 行政手続等の不備(3件)

など

- ・立入検査とは別に、保安機関2社で次のような行政事務手続の不備に係る法令違反が確認された。これら2社に対し、ガス安全室長による口頭注意及び文書による改善指示を行った。

- 1) 一般消費者等の数の増加認可申請書の未提出 ⇒ 口頭注意
- 2) 保安機関認定更新申請書を認定の満了する30日前を過ぎて提出 ⇒ 文書による改善指示

イ) 産業保安監督部

- ・経済産業省産業保安監督部が平成24年度に計画している134社(150事業所)に対する立入検査については、4月から12月までの間に100社(114事業所)に対して実施。これまでのところ大きな法令違反は見られていない。

(詳細は「平成24年度立入検査の実施状況及び平成25年度立入検査の重点」を参照。)

3. 保安対策指針の策定

経済産業省は、LPガス販売事業者等に対して、

- (1) 事業遂行の前提である法令の確実な遵守と適切な保安対策を実施すること
- (2) 時代や社会の要請に応じて自主保安の高度化を一層推進すること
- (3) 液化石油ガス業界団体が表明した事故対策等保安対策を、具体的にかつ確実に実施すること
- (4) 今後の自然災害の発生に備え、万全の保安対策を実施すること

を求め、もって一般消費者等に係る適切な保安の維持・確保を図ることを要請するため、この指針を策定する。

Ⅱ. L P ガス販売事業者等が講ずべき具体的な保安対策（要請 4 項目）及び重点事故防止対策 3 項目

最近の事故の発生状況及び法令遵守の状況を踏まえ、平成 2 5 年度において、次に掲げる 4 項目を L P ガス販売事業者等に対して要請する。

1. 法令遵守の徹底
2. 組織内のリスク管理の徹底
3. 事故防止対策
4. 自然災害対策

特に、事故防止対策については、平成 2 4 年の事故発生状況等から、

- (1) C O 中毒事故の防止
- (2) 一般消費者等に起因する事故の防止
- (3) L P ガス販売事業者等に起因する事故の防止

を重点に対応することを要請する。

その際、少子化、高齢化等社会経済情勢を踏まえた自主保安活動を実施するとともに、

- ・一般社団法人全国 L P ガス協会の「L P ガス安全安心向上運動」
- ・日本液化石油ガス協議会・地域液化石油ガス協議会の集まりである七協議会連絡会議（以下「七協議会連絡会議」という。）の行動基準 等

で実施することとされた項目を自主保安活動に積極的に取り入れ、具体的な取組を行うことが重要である。

1. 法令遵守の徹底

(1) 経営者の保安確保へ向けたコミットメント等

- ①経営の基本方針として、法令の遵守、保安の確保を掲げること。
- ②経営者自らが保安に対する姿勢を社内外に明確に表明し、保安確保の指導力を発揮すること。
- ③経営者の最も重要な役割である保安組織体制の整備及び保安関連予算の確保を図ること。

(2) L P ガス販売事業者等の義務の再認識

- ① L P ガス販売事業者は、保安業務を委託している場合でも、一般消費者等に対して保安業務の内容が提供されていることについて保安機関に確認を行うこと。
- ②保安機関は、保安業務の結果を確実に委託元である L P ガス販売事業者に通知すること。

(現状)

- ・平成 2 3 年度の立入検査において、保安業務を実施した結果を委託元である L P ガス販売事業者へに通知したことが確認できなかった保安機関が見受けられた。

(3) 保安教育の確実な実施

- ①保安教育を的確に実施する体制を整備するとともに、年間保安教育計画を策定し、保安教育が従業員に対して確実に実施されるようにすること。
- ②保安教育の実施に当たっては、容器交換時や設備工事・修理等の際の標準作業マニュアルを作成する等、作業手順の再確認及び徹底並びに定められた作業を的確に実施できる技術力の向上を図るよう指導すること。
- ③販売グループの中核となっているLPガス販売事業者は、グループ内事業者に対する保安教育を主導すること。

(4) 販売所・営業所単位での保安確保

- ①LPガス販売事業者は、販売所・営業所の責任者が保安業務の監督責任者としての自覚を持ち、業務主任者とともに、保安確保への取組を確実に実践すること。
- ②LPガス販売事業者は、業務主任者の職務・役割の社内規程類への明示による明確化等、実効的に機能する体制の整備を図ること。

(現状)

- ・平成24年度の立入検査において、点検・調査結果等における未記入・誤記入を業務主任者が見逃ごしていた例が散見された。

- ③販売所・営業所において法令遵守と保安業務の適切な実施が行われているかを本社の保安管理部門等が確実に把握し、不足・不備があれば改めることができるよう、内部監査体制等の見直しを含めた整備、充実を図ること。

(現状)

- ・平成23年度において、本社の保安管理部門が販売所・営業所の業務の実施状況を把握しておらず、法令違反に至った事例があった。

(5) 事業譲渡時の保安業務の確実な実施

- ①事業譲渡を受ける場合は、譲渡前の保安状況を事前に確認し、保安業務遂行の人員、日数等を確保し、保安業務を実施すること。
- ②譲渡後も緊急時対応の基準内の確実な実施を含めた保安業務の実施状況について再度確認をすること。

2. 組織内のリスク管理の徹底

現場の実態に応じて異なるリスクを把握・認識し、適切な対策・改善を継続して実施する「リスクマネジメント」の考え方を取り入れ、リスク管理の徹底を図ること。

3. 事故防止対策

(1) CO中毒事故の防止対策

ア) 業務用厨房におけるCO中毒事故の防止対策

α. 業務用厨房の関係者に対する周知

- ①換気（給気及び排気）が十分に行われないと不完全燃焼を起こしCOが発生するメカニズムや業務用厨房においてひとたび事故が発生した場合、従業員のみ

ならず来店者をも巻き込むこと等について対面により説明し、換気や清掃・メンテナンスの重要性について、業務用厨房の所有者、従業員等の理解を促すこと。

(現状)

- ・平成24年においては、8件のCO中毒事故のうち5件が業務用厨房で発生している。これらの原因は、換気設備未使用によるもの、換気不良によるもの、メンテナンス不足によるもの、排気口閉塞による排気不良によるものなどである。
- ・業務用厨房機器の使用者向けのCO中毒事故防止のための注意喚起のチラシを経済産業省のホームページに掲載（別紙1）。

②定期消費設備調査等の機会に、業務用厨房機器の設置環境や使用状況を確認し、業務用厨房の所有者、従業員等に対し、ガス機器、レンジフード・換気扇や排気ダクトの清掃、修理等の定期的な清掃・メンテナンスの必要性を働きかけること。

(現状)

- ・レンジフード・換気扇や排気ダクトの清掃・メンテナンスに関する注意喚起のチラシ（総務省消防庁及び東京消防庁と連名）を経済産業省のホームページに掲載（別紙2）。
- ・業務用厨房機器を維持管理する際に注意すべき点等について平成25年度中に経済産業省のホームページに公表予定。

③めんゆで器の排気口を閉塞したことによるCO中毒事故の対象となったメーカー製のめんゆで器（同一型式及び類似型式）であって、まだ対策が取られていないものを発見した場合は、その使用者に対しメーカーの対応を紹介し、対策を促すこと。

(現状)

- ・平成24年2月に発生した岐阜県の体験施設におけるめんゆで器に係るCO中毒の事故発生後、メーカーは、使用者に対し注意喚起するとともに、排気筒を延長するカバー（高さが高く、上面に物が置けないよう傾斜が付いている。）を作成し、警告シールとともに無償で提供する対策を実施中。

b. 業務用換気警報器・CO警報器の設置の促進

業務用厨房の使用者や所有者に対して、業務用換気警報器・CO警報器の設置の促進を引き続き継続すること。

(現状)

- ・七協議会連絡会議では「業務用CO中毒の事故対策機器の普及状況の実態調査」を3項目の行動基準の一つとしており、平成24年12月末現在、普及率は62%（全219社中 回答率100%）。

イ) ボイラーにおけるCO中毒事故の防止対策

ホテル・旅館・学校においては、厨房だけでなくボイラーにおけるCO中毒事故が発生していることから、引き続き、ホテル・旅館等に対する周知活動を通じて、注意喚起を継続的に実施すること。

(現状)

- ・平成21年1月には鹿児島県の高校において、同年6月には山口県のホテルにおいて、いずれもボイラーの不完全燃焼及び排気不良により、それぞれ18名、22名（うち1名死亡）の被害を伴う事故が発生。
- ・ホテル・旅館等でのボイラーによるCO中毒事故防止のための注意喚起のチラシを経済産業省のホームページに掲載（別紙3）。

ウ) 住宅におけるCO中毒事故の防止対策

- ①長期間使用していないガス機器を使用するときには排気筒を確認するよう、様々な機会を通じて一般消費者に注意喚起すること。
- ②不完全燃焼防止装置が付いていない古いガス機器については、製造事業者等による点検を受けるよう、定期消費設備調査等の機会を通じ一般消費者に注意喚起すること。

(現状)

- ・平成24年2月、茨城県の工場に併設された住宅において、瞬間湯沸器のバーナー及び熱交換のフィン部にすすによる目詰まりがあったことから、不完全燃焼が発生し、かつ換気扇を使用しなかったため、室内にCOが充満し、1名が死亡、1名が軽症となる事故が発生。
- ・平成24年12月、福井県の一般住宅において、長期不在により風呂釜の排気筒に鳥が巣を作ってしまう、使用時に排気不良により不完全燃焼が発生し、2名が軽症となる事故が発生。

(2) 一般消費者等に起因する事故の防止対策

ア) 一般消費者等に対する周知等による保安意識の向上

一般消費者等が正しいLPガス及び関連機器の取扱方法を理解し、実行できるようにするため、以下のような工夫を図りながら一般消費者等への周知活動を実施すること。

- ・一般消費者等との接点を増やすため、法定の定期点検・調査以上の頻度での一般消費者宅の訪問
- ・コンロ清掃・料理教室等のイベント、町内会・自治会・婦人会等との共同の防災訓練などの地域貢献活動等による消費者との接点の強化
- ・事故事例を身近な事例として認識してもらうため、経済産業省のホームページに公表されている実際の事故事例等の活用

(現状)

- ・消費機器管理による事故防止のための注意喚起のチラシを経済産業省のホームページに掲載（別紙4）。

イ) 安全な消費機器の普及促進

安全装置付き風呂釜、Siセンサーコンロ等の安全な消費機器の普及を促進すること。

(現状)

- ・平成24年においては、原因者等別に見て最多の一般消費者等に起因する事故の原因のうち、風呂釜、コンロの点火ミス、立ち消えによるものが20件と最多であった。
- ・古いタイプの風呂釜の使用方法に関する注意喚起及び安全性が向上した風呂釜の普及促進のためのチラシを経済産業省のホームページに掲載（別紙5）。
- ・Siセンサーコンロの安全機能等を紹介したチラシをLPガス安全委員会のホームページに掲載（別紙6）。

ウ) 誤開放防止対策の推進

- ①ガス器具が接続されていないガス栓のつまみを間違えて開けてしまうことを防止するため、ガス栓のつまみ部分に被せる「閉栓カバー」の設置を促進すること。

(現状)

- ・「閉栓カバー」の普及促進のためのチラシを経済産業省のホームページに掲載（別紙7）。
- ・一般社団法人日本エルピーガス供給機器工業会によれば、平成24年の「閉栓カバー」の出荷台数は406,002個であり、平成23年の31,394個から大幅に増加（13倍以上）（別紙8）。
- ・七協議会連絡会議では「消費者に起因するLPガス事故の防止対策としての閉栓カバーの普及促進」を3項目の行動基準の一つとしており、平成24年12月末現在、実施中が42%、実施予定が50%（全219社中 回答率100%）。

- ②誤開放防止対策の一環として一口ガス栓への切り替えを検討すること。

エ) ガス漏れ警報器の設置の促進等

LPガスの漏えいに起因する事故の防止には、ガス漏れ警報器の設置が効果的であることから、事故の未然防止の観点から、ガス漏れ警報器の設置の促進及び期限管理に取り組むこと。

(現状)

- ・一般社団法人全国LPガス協会によれば、ガス漏れ警報器の設置率は、平成20年度以降悪化（別紙9）。
- ・ガス警報器工業会は、平成24年4月から3年計画で、ガス漏れ警報器の設置率の向上及び期限切れ警報器の一掃を目指して「リメイク運動」を推進。

オ) 消費設備調査の推進

- ①消費設備調査は法定事項であるとともに、普及啓発の重要な機会としてもとらえて、以下のような工夫を図りながら実施すること。

- ・学校教科書のCO中毒の記載（別紙10）を参考とした絵を用いた説明資料や外国語での説明資料の活用
- ・ガスの請求明細の裏などに注意事項を記載

- ②消費設備調査を拒否する一般消費者等に対しては、適切に実施されない場合は事故の可能性を増加させるものであることから、事故事例の紹介の他、集合住宅の場合には管理人の理解を得ること等、一般消費者等の理解を得られるよう工夫を

こらして実施すること。

- ③不在が続く一般消費者等に対しては、十分な書面での説明、数回にわたる継続的な訪問等十分な手続きを踏んだ上で、当該一般消費者等の安全の確保の観点から一時的な閉栓に踏み切っているＬＰガス販売事業者もあり、保安の確保の観点からは参考となる。
- ④消費設備調査の結果、機器の設置状況等の改善が必要な場合であっても一般消費者等の理解が得られない場合は、放置せず、都道府県等の行政機関と相談し、早急な改善が図られるよう対応すること。

カ) リコール対象品等への対応

消費生活用製品安全法（昭和４８年法律第３１号。以下「消安法」という。）に基づく回収命令の対象となっているパロマ製半密閉式ガス瞬間湯沸器について、引き続き、空き部屋等も含め、リフォーム時や点検・調査時に遺漏なきよう回収対象機器の確認を実施すること。

（現状）

- ・パロマ製半密閉式ガス瞬間湯沸器は、ＬＰガス販売事業者等、都市ガス事業者等の協力により平成２５年１月末までに５１６台の対象機器が回収されており、平成２４年１月末時点以降の１年間でも新たに２４台が回収されており、うち１０台がＬＰガス機器である。
- ・この中には、開栓状態で使用可能なものとして保育園で発見されたものが前年に引き続き１台あった。
- ・また、リコール以前から部屋を使用していない等の事情によりこれまで発見されず、空き部屋から発見されたものが５台あった（別紙１１）。

キ) 長期使用製品安全点検制度への協力

ＬＰガス販売事業者等は、消安法上、保安点検・調査又は周知等の際に、長期間の使用に伴い生ずる劣化により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い機器について、一般消費者に対し、製造又は輸入事業者に対する所有者情報の登録や変更が必要であることなどを周知する又はチラシ等を配布するなどの協力の責務を確実に果たすこと。

（３）ＬＰガス販売事業者等に起因する事故の防止対策

ア) 供給管・配管の事故防止対策

- ①埋設管は、腐食しにくいＰＥ管等への取替えを促進すること。
- ②他工事業者による埋設管破損を防止するため、ＬＰガス販売事業者は、ガス供給設備周辺で他工事の計画がある場合は、確実にＬＰガス販売事業者に知らせるように一般消費者等に対して周知するとともに、原則として工事の際に立ち会うこと。

（現状）

- ・平成１８年から２４年までの事故のおよ１割が他工事業者による事故であることを踏

まえ、国土交通省と厚生労働省を通じて、ガス供給設備周辺で他工事の計画がある場合は、確実にLPガス販売事業者に知らせるように建設工事関係事業者に対し注意喚起を実施（別紙12）。

イ) 機器の事故防止対策

- ①調整器、マイコンメーター、高圧ホース、警報器等については、長期使用に係る漏えい事故が発生していることから、これらの機器の期限管理を確実に行うこと。

（現状）

- ・高圧ガス保安協会による調整器の事故の分析結果（平成14年から平成23年に発生した調整器に関する事故186件が対象）によれば、使用年数に起因するもの43件のうち、88%に相当する38件がメーカーの交換推奨期限である7年及び10年を超えてから発生しており、これらは交換推奨期限以内に交換されていれば事故の発生を未然に防げたものである。
- ・七協議会連絡会議では「事業者に起因するLPガス事故の防止対策としての調整器の期限管理の実態調査」を3項目の行動基準の一つとしており、平成24年12月末現在、メーカーの交換推奨期限を超えて使用されている調整器の割合は、2.47%（全219社中 回答率100%）。

- ②充てん容器等の接続、消費機器の交換・修理等の作業手順の確認、作業終了後の検査等を確実に行うこと。

（現状）

- ・一般消費者等からの連絡を受けてLPガス販売事業者等が対応した際に工事ミス・作業ミスにより発生した事故が4件あり、うち3件でそれぞれ一般消費者等が1名負傷している。

- ③閉栓先において、充てん容器等が長期にわたって放置されていたことによる容器の腐食による漏えい事故も発生していることから、不要な充てん容器等の撤去を確実に進めること。

ウ) バルク供給に係る事故防止対策

- ①これまでに発生したバルク供給での事故事例やヒヤリハット事例を共有するとともに、安全弁の交換作業マニュアル等を活用することにより作業手順の確認を十分に行い、事故防止の徹底を図ること。

（現状）

- ・平成23年及び24年にいずれもバルク供給において人身事故が発生しており、平成23年は安全弁の交換作業ミス、平成24年は液面計のフランジ部に係る作業ミスであり、原因はいずれも作業手順の確認が不足していたものである。

- ②民生用バルク供給システムのいわゆる20年検査に係る経済産業省、高圧ガス保安協会等の検討状況の把握に努めるとともに、20年検査の本格化に向けた準備に着手すること。

（4）その他

ア) 質量販売に係る事故防止対策

- ①質量販売の際も法令で求められている供給開始時調査や定期消費設備調査について、確実に実施すること。

(現状)

- ・平成24年の質量販売における事故10件のうち、定期消費設備調査が未実施等の法令違反が5件認められている。

- ②LPガス販売事業者等による保安業務の実施が困難な山小屋等に対する質量販売について、液石法施行規則第17条に基づく特則承認に基づいて、山小屋等に対する質量販売の保安の確保のための業務を確実に実施すること。

(現状)

- ・平成25年2月時点で、3事業者9件が特則承認申請を準備中。

イ) 積雪又は除雪ミスによる事故防止対策

積雪寒冷地での積雪又は除雪ミスに伴う調整器、供給管等の損傷によるガス漏れ等を防止するため、引き続き、従前以上に適切な落雪対策を講じるとともに一般消費者等への注意喚起を図ること。

(現状)

- ・平成24年は豪雪のため、平成18年の80件、平成23年の50件に続いて64件と雪害事故が多発した。
- ・より効果的な積雪地域の雪害対策に資するため、容器の接続方法等に着眼した対策をまとめ、平成25年4月末までに経済産業省のホームページに掲載予定。
- ・LPガス設備の雪害対策の普及促進のためのチラシを経済産業省のホームページに掲載(別紙13)。

4. 自然災害対策

- ①「東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方について」(平成24年3月総合資源エネルギー調査会高压ガス及び火薬類保安分科会液化石油ガス部会報告書)及び「LPガス災害対策マニュアル」(平成25年3月経済産業省及び高压ガス保安協会)も踏まえ、災害発生時における保安確保のための具体的な取組について、着実に実施すること。

(現状)

- ・各都道府県LPガス協会、LPガス販売事業者等のLPガス関係者が取り組むことが期待される災害対策を、「LPガス災害対策マニュアル」として平成25年3月に策定。
 - ・各都道府県LPガス協会等の取組状況について、一般社団法人全国LPガス協会を通じて把握することとしている。
- ②仮設住宅におけるLPガスの供給に係るLPガス販売事業者等は、供給設備の点検、消費設備の調査等の保安業務の確実な実施並びにガスの漏えい事故防止及びCO中毒事故防止に係る一般消費者への注意喚起について、特に留意して取り組むこと。